

第1回権利擁護専門部会 要点記録

日時 令和3年8月26日（木）午前10時から正午まで、オンライン（文京区民センター3A）

1 開会

2 委員自己紹介

3 部会長及び副部会長の互選

松下部会員を互選により、新堀部会員を松下部会長が指名し決定した。

4 議題

●議題1、2 令和3年度自立支援協議会及び検討事項について

事務局より資料説明および質疑応答、意見交換

●議題3 中核機関について

事務局より説明後、意見交換。以下、自由意見。

○計画相談担当者としては、実務者会議へケースを出すことにより、首長申立てなど行政の協力を得られることや、方向性に悩むケースについて意見をいただけて助かっている。

○地域連携ネットワークを有機的に機能させるためには、権利擁護支援連携協議会の委員等の中に自立支援協議会が入っている必要があるのではないか。

○自立支援協議会が入っていないことについては、行政の縦割りの課題が要因ともいえる。福祉政策課と障害福祉課が一体的に動いていくことが今後の課題である。

○障害のある方にとって成年後見制度が使いにくいという課題等、専門部会を経て親会から文京区へ提言していくことが重要。そのためにも自立支援協議会を地域連携ネットワークに入れることを求める。

●議題4 平成30年度～令和2年度 障害者（児）計画の評価について

事務局より説明後、意見交換。以下、自由意見。

○障害者の権利を護る仕組みとして、地域福祉権利擁護事業（以下、地権）は非常に有効な事業である。

○社協では、障害のある方対象の学習会が昨年度2月に開催された。成年後見制度は財産管理中心となっているが、地権では本人の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援する。令和3年度では地権の内容を深める学習会を開催予定。

○地権利用者は愛の手帳4度の方も多。区内の愛の手帳保有者のうち、地権利用者数は決して多くなく、周知が必要である。

○就労支援センターの利用者を例に挙げると、成年後見制度の利用まではいかないが地権のニーズはあるという方はいる。しかし、本人の主体的な課題感が無く利用に結び付かない現状

がある。

- 本人に課題感は無くても権利が擁護される様、支援者が地権を知り活用することが重要である。計画相談に地権を組み込む仕組みをつくり、モデル化していくと良いのではないか。また、相談支援専門部会との連携も有効と考える。
- コーディネイト役については、現在社協が担っている面も大きいですが、障害者基幹相談支援センターも連携し、相談支援専門員の方も橋渡しとして担っていきたいと思っている。
- 地域連携ネットワークには民生委員・児童委員も含まれている。民生委員でも学習会の開催や、当事者部会と民生委員の連携を実現したい。民生委員と障害者との関りは災害時の要支援者リスト以外でほとんどないため、障害分野においても民生委員として何か役割を担いたい。
- 地権のアセスメントをするのは権利擁護センター職員だが、計画相談のアセスメントと直結している。相談支援専門部会でも地権事業の活用についてフィードバックしても良いのでは。
- 障害のある方でも特に若年層かつ中等度の方が成年後見制度を使いこなすのは難しいので、地権事業など含めて後見制度に偏らない社会資源の活用を強調していきたい。地権事業を充実させ、本人の福祉サービス利用や生活面を強化するとともに、社会資源の課題整理を行うことがこの部会の役割であると思う。
- 就労している方は、誰かに金銭管理をお願いすることについて納得いかないこともある。時間をかけてケースを増やしながらか、地域における成功事例を積み重ねていくことが必要。

●議題5 令和2年度の権利擁護部会開催報告と令和3年度の今後の予定について

- ・令和2年度は2回開催。第1回目の内容は「成年後見制度を利用するにあたっての金銭的課題について」、第2回では「成年後見制度に関する課題と分類」をテーマに討議した。
- ・今年度第2回は11月頃に当事者部会との合同開催、第3回は中核機関や関係団体との意見交換等を行いたいかどうか。当事者委員から学べることがないか検討している。合同開催という形が持てればと思う。

●その他

次回開催令和3年11月30日（火）予定。詳細は別途連絡。